

日本・アンゴラ二国間投資協定

はじめに

2023年8月9日、日本及びアンゴラは「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定」（以下、「**日本・アンゴラ二国間協定**」といいます。）という二国間投資協定に署名しました。同協定は2024年に批准・発効する見通しです。本協定は、アフリカにおける日本の投資協定締結をより一般的なものとして広げるものであり、日本がアフリカの国家と締結した6本目の協定となります。アンゴラ以外では、コートジボワール（2020年）、エジプト（1978年）、ケニア（2016年）、モロッコ（2020年）及びモザンビーク（2013年）があります。

日本・アンゴラ二国間協定への署名は、日本企業による現在又は将来のアンゴラ投資を保護したいとする日本政府の意向を反映している点で、意義深いものです。また、日本からのさらなる投資誘致に対するアンゴラ政府の関心の高さも示しています。以下の日本外務省の声明が、これを詳しく説明しています。

「アンゴラは、経済の多角化・安定化を目指し、汚職対策、財政・金融改革、為替制度改革をはじめ、投資環境改善・法整備を推進し、外国からの投資誘致に積極的に取り組んでいます。同国は、サハラ以南アフリカ地域有数の経済規模を有するとともに、アフリカ屈指の産油量を誇り、豊富な鉱物資源を有する経済的潜在成長力の高い国であるため、日本企業の関心も高く、今後投資の増加が見込まれます。」¹

本声明で示されているように、日本企業はアンゴラの石油、ガス及び鉱物資源セクターに多大な投資を行っていますが、建設、技術及び専門サービス分野における日本企業の投資も増大しています。

日本・アンゴラ二国間協定は、国際仲裁条項の後ろ盾もあり、アンゴラにおける日本人投資家のために広範で執行力のある権利を確立するものです。本協定には日本の投資家が心得ておくべき様々な制限が存在するものの、政治リスクを軽減するための手段として本協定を利用することができます。

本書では、誰が、また、何が、日本・アンゴラ二国間協定の対象となるのか、保護の性質及びその執行方法について説明します。また、同協定に固有のものの特徴についてもいくつか記載します。特に、同協定では、投資家と国家との間の仲裁への付託を、同協定に基づく日本及びアンゴラの義務違反のみならず、別途締結される投資契約（詳しくは、同協定に定義があります）に定める義務に関しても認めています。

重要なポイント

- 日本・アンゴラ二国間協定に基づき、広範な投資保護が供与される。
- 2023年8月9日に署名された同協定は、日本がアフリカの国家と締結した6本目の投資協定である。
- 同協定には、アンゴラ所在の日本人投資家及び日本所在のアンゴラ人投資家のための強固な保護が盛り込まれている。
- 保護には、様々な制限及び例外が存在する。
- 詳細な仲裁条項という形で投資家と国家の間の紛争解決（ISDS）を規定することで、投資保護に「執行手段」を与える。
- 同協定に基づくISDSメカニズムは、アンゴラが同協定に違反した場合又は日本企業とアンゴラとの「投資契約」に基づき発生した紛争に関し発動できる。
- 日本政府は引き続き、アフリカにおける日本人投資家のための投資協定による保護の拡大を後押しする。

¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press7_000107.html

幅広いビジネス上の利益の保護

保護の対象となる者及び投資財産

日本・アンゴラ二国間協定においては、日本人投資家及びアンゴラ人投資家が保護されます。「投資家」の定義には、日本及びアンゴラの国民並びに「企業」が含まれます。「企業」は、「適用法令に基づき適式に設立又は組織された」ほぼ全ての形態の会社、組織、信託、パートナーシップ又はその他の法人形態が網羅されるよう広範に定義されています。但し、この種の投資協定に一般的なように、日本・アンゴラ二国間協定には、アンゴラ企業及び日本企業がそれぞれ、母国において「実質的な事業活動」に従事していない外国の第三者による過半数所有又は支配に服している場合、同協定より付与される権利を享受できないという「権利の否認 (Denial of Benefits)」条項 (第二十二条) が規定されています。第三国の国民又は企業が「実質的な事業活動」に従事しているか否かは、国際仲裁廷における紛争の対象事項となっています。要件充足の有無を判断する上で考慮すべき要因としては、該当する企業が物理的に事務所を置いているか否か、又は、母国において税金を納付しているか否かが挙げられます。

一方、日本・アンゴラ二国間協定に基づき保護される「投資財産」も、広範に定義されており、財産権、株式、出資、債券、社債、知的財産権、ライセンス、契約に基づく権利及び他の全ての資産が含まれています。日本からアンゴラに対して既に投資が行われている産業を反映し、「完成後引渡し、建設、生産又は利益配分に関する契約」、「意匠」、「特許、免許、承認、許可 (天然資源の探査及び探掘のための権利を含む)」も、「投資財産」の定義に明示的に含まれています。

日本・アンゴラ二国間協定は、同協定の効力発生前又は発生後のいずれに行われた投資についても投資財産の保護対象とすることから、より手厚いものとなっています。

享受可能な保護とは？

日本・アンゴラ二国間協定では、対象となる外国人投資家及び投資に以下の主要な保護を与えています。

内国民待遇 (第二条) : 同条は投資家の国籍による差別を禁ずるものです。アンゴラ所在の日本人投資家は、アンゴラがアンゴラ人投資家に付与するものと同様の待遇を受けることができます。

収用及び補償 (第十二条) : 日本及びアンゴラは、公共の目的のために適正手続に従って非差別的に実施され、かつ、「迅速、適当かつ実効的な」補償の支払を伴う場合を除き、日本・アンゴラ二国間協定の適用を受ける投資を違法に収用又は国有化することはできません。

公正かつ衡平な待遇 (FET) (第四条) : アンゴラは、日本の投資に対して、公正かつ衡平な待遇を与える必要があります。これは、差別的又は恣意的な待遇及び投資家の正当な期待に反する政府の措置に対する保護です。但し、同協定における FET 基準は、「国際慣習法」を基準とされており、これは投資保護協定における FET 条項よりも保護の基準が低いとされています (もっとも、日本では、このように FET 条項の基準を限定するのが通例です。)

十分な保護及び保障 (FPS) (第四条) : アンゴラは、日本人による投資に対して、少なくともアンゴラ人に与えるものと同様の物理的保護 (例えば、警察又は軍隊による保護) を与える必要があります。この保護も、「国際慣習法」を基準としています。但しこの保護は、「争乱からの保護」条項 (第十三条) により強化され、保護の対象となる投資家は衡平性確保の観点から

革命、暴動、国内争乱その他これに類する事件による損失に対する補償を受けることができます。

特定措置の履行要求の禁止（第六条）：同条は、アンゴラが、保護対象となる投資家に対して、保護対象となる投資の管理又は運用に条件を課すこと（例えば、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること、一定の水準又は割合の現地調達を達成すること）を禁止するものです。

資金の移転（第十五条）：保護の対象となる投資家は、一定の制限を条件として、自らの投資に関連する資本利得、利益、利子、使用料、手数料、配当又はその他の投資財産から生ずる収入を自由に移転することができます。

最恵国待遇（MFN）（第三条）：本協定により保護される日本人投資家は、アンゴラで投資活動をする他の外国人投資家よりも不利でない待遇を受けることができます。日本の投資協定で典型的にみられるように、この保護は、他の協定に基づく権利を付与された第三者投資家と「同様の状況」にある投資家に限定されています。また、手続上の権利（即ち、投資家と国家の間の紛争解決（ISDS））の適用は、明示的に除外されています。

投資契約に基づく権利義務

日本・アンゴラ二国間協定の独特かつ大きな影響力を持ち得る特徴は、紛争解決条項が、同協定に基づく権利義務に関する紛争ばかりでなく、別途交渉が行われた投資契約においてアンゴラが同意した義務に関しても、仲裁を認めている点です。

日本・アンゴラ二国間協定において、「投資に関する合意」は、適用法令に基づく法的拘束力ある権利及び義務を創設する日本人投資家及びアンゴラ間の書面による契約を含むと定義されています。この種の契約は、海外に多額の投資を行っている大手企業においては比較的良好に見られます。かかる契約には、ある一定期間は特定の法令を変更しない旨の約束（「安定化条項」とも呼ばれます）を含め、通常、日本・アンゴラ二国間協定により与えられる保護と同様の投資家保護が含まれます。また投資契約には、投資家に対するより具体的な約束が含まれることもありますが、かかる約束には、例えば、税制上の優遇措置や、定められた期間は特定の関税や規制を維持する約束が含まれる場合があります。

日本・アンゴラ二国間協定には、投資契約に異なる（例えば現地裁判所に管轄権があるとする）裁判管轄条項が存在する場合であっても、投資契約に同協定の仲裁条項を組み込む仕組みがあります。これは、アンゴラとの間で、強固な仲裁条項（例えば、投資受入国外で行われ、国際基準に準拠した仲裁を受ける権利）を未だ含まない投資契約を締結している投資家にとっては、大きな利点となります。このように、日本・アンゴラ二国間協定は、通常「アンブレラ条項」と呼ばれるものと同様の保護を提供しますが、かかる保護は「投資契約」に定める権利義務に限定されます²。

制限及び例外

日本・アンゴラ二国間協定により投資家に与えられる保護は多岐にわたりますが、投資家及び潜在的投資家が認識すべき様々な制限及び例外もあります。特に、第一六条には、日本及びアンゴラのいずれも、人、動物又は植物の生命又は健康、国家的財産、公衆の道徳又は公の秩序の維持のために必要な措置を講じることを妨げられない旨の合意が含まれています。しかしながら、

² アンブレラ条項は、通常、国家の投資家に対するいかなる約束又は義務の違反も、投資協定に基づき訴訟提起可能な違反にまで押し上げることができますが、投資契約には、一般にかかる義務を含める必要はありません。

かかる措置が例外事由に該当するためには、「偽装した制限」又は恣意的であったり、「不当な差別」を構成するものであってはなりません。

日本・アンゴラ二国間協定による保護に対するもう一つの制限は、締約国の義務違反と見なされる可能性のある現行の措置に関するものです。第七条の「適合しない措置（Non-Conforming Measures）」に定めるように、日本及びアンゴラの両国は、第二条（内国民待遇）、第三条（最恵国待遇）及び第六条（特定措置の履行要求の禁止）に基づく各政府の投資家に対する義務の違反について、訴訟提起を免れる措置の一覧として附属書Ⅱに盛り込んでいます。例えば、アンゴラの鉱業法の規定は、現地法人への採掘権の付与を制限していますが、これは第二条（内国民待遇）違反には該当しないことが合意されています。

日本・アンゴラ二国間協定による保護に依拠しようとする投資家にとって重要なことは、例外の可能性のあることを認識するとともに、自らの投資が別のストラクチャーによってより保護される可能性の有無について慎重に検討することです。

執行可能な権利及び義務

日本・アンゴラ二国間協定には、投資家が同協定に基づき付与される権利を国際仲裁を通じて執行することができる、投資家と国家の間の紛争解決（ISDS）メカニズム（第二十四条）が規定されています。具体的には、日本及びアンゴラは、投資紛争解決国際センター（ICSID）規則又は国際連合国際商取引法委員会規則（UNCITRAL 規則）のいずれかに基づく仲裁に投資紛争を付託することに合意しています。日本及びアンゴラの両国は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）及び国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID 条約）の締結国となっています³。これは、保護の対象となる投資家に有利な仲裁判断が、該当する条約の如何なる締結国の法域においても執行可能であることを意味します。

したがって、この ISDS 条項は、保護の対象となる投資家に、それぞれの法域外でも紛争解決手続を開始する権利を与えるものです。これにより、日本からアンゴラへの投資に関連する政治リスクを軽減できるため、アンゴラにおける日本人投資家の資本コストを抑えることも可能となります。

投資家は、紛争解決条項が紛争当事者に対して、仲裁を開始する前に商業的な紛争解決を試み、解決を図るよう求めていることを認識する必要があります。加えて、日本・アンゴラ二国間協定は、同協定に基づき仲裁手続を開始する投資家に対して、一定の期限及び通知要件を課しています。

追加情報

クリフォードチャンスでは、外国政府との紛争におけるストラクチャリング及び解決を網羅した投資協定に関する広範なガイダンスをご用意しております。同ガイダンスは概要に過ぎず、法的アドバイスではありません。日本・アンゴラ二国間協定に基づき享受可能な保護に関する追加的説明が必要な場合には、以下に記載の弊所カウンセルにご連絡下さい。

³ アンゴラは、2022年9月に ICSID 条約を批准しました。

CONTACTS



Peter Harris
Partner, Tokyo

T +81 3 6632 6635
E peter.harris
@cliffordchance.com



Sam Luttrell
Partner, Perth

T +61 8 9262 5564
E sam.luttrell
@cliffordchance.com



Romesh Weeramantry
Counsel, Singapore

T +65 6410 2257
E romesh.weeramantry
@cliffordchance.com



Nish Shetty
Partner, Singapore

T +65 6410 2285
E nish.shetty
@cliffordchance.com



Yusuke Abe
Partner, Tokyo

T +81 3 6632 6332
E yusuke.abe
@cliffordchance.com



Hans Menski
Partner, Tokyo

T +81 3 6632 6669
E hans.menski
@cliffordchance.com



Natsuko Sugihara
Partner, Tokyo

T +81 3 6632 6681
E natsuko.sugihara
@cliffordchance.com



Marie-Isabelle Delleur
Counsel, Sao Paulo

T +55 11 3019 6074
E mi.delleur
@cliffordchance.com



Rodolphe Ruffie
Senior Associate, Perth

T +61 8 9262 5579
E rodolphe.ruffie-
farrugia@cliffordchance
.com



Mohsun Ali
Senior Associate, Tokyo

T +81 3 6632 6418
E mohsun.ali
@cliffordchance.com



Lydia Low
Associate, Perth

T +61 8 9262 5526
E lydia.low
@cliffordchance.com



Micha Schwartzshtein
Law Graduate, Perth

T +61 8 9262 5573
E micha.schwartzshtein
@cliffordchance.com

This publication does not necessarily deal with every important topic or cover every aspect of the topics with which it deals. It is not designed to provide legal or other advice.

www.cliffordchance.com

Clifford Chance (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

Palace Building, 3rd floor

1-1, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
100-0005, Japan

© Clifford Chance 2024

Abu Dhabi • Amsterdam • Barcelona • Beijing •
Brussels • Bucharest • Casablanca • Delhi •
Dubai • Düsseldorf • Frankfurt • Hong Kong •
Houston • Istanbul • London • Luxembourg •
Madrid • Milan • Munich • Newcastle • New
York • Paris • Perth • Prague • Riyadh • Rome
• São Paulo • Shanghai • Singapore • Sydney
• Tokyo • Warsaw • Washington, D.C.

AS&H Clifford Chance, a joint venture entered
into by Clifford Chance LLP.

Clifford Chance has a best friends relationship
with Redcliffe Partners in Ukraine.